

## 第四三回

### 参第二号

じん肺法の一部を改正する法律(案)

じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律

目次中「第二章 予防及び健康管理(第五条 第二十三条)」を

「第二章 予防及び健康管理(第五条 第二十三条)

第二章の二 災害補償の特例(第二十三条の二 第二十三条の十三)」

に、「(第四十五条・第四十六条)」を「(第四十四条の二 第四十六条)」に改める。

第一条中「じん肺に関し、」を「じん肺に関する」に、「及び健康管理」を「、健康管理又は災害補償」に、「講ずること」を「講ずること等」に改める。

第二条第一項に次の二号を加える。

五 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

六 平均賃金 労働基準法第十二条に規定する平均賃金をいう。

第五条中「粉じんの発散の抑制」を「粉じんの発生の防止、吸じん装置の設置」に改める。

第八条第三号及び第九条第二号中「第二十一条第一項の勧告を受けて」を「第二十一条第二項の命令に基づき」に改め、第九条の次に次の一条を加える。

( 転退職時診断 )

第九条の二 使用者は、常時粉じん作業に従事している労働者が当該作業に従事なくなるときは、その際に、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行なわなければならない。ただし、その時前一月以内にじん肺健康診断又は労働基準法第五十二条第一項の健康診断を受けた者その他労働省令で定める労働者については、この限りでない。

第十一条中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第十二条第一項中「第九条」を「第九条の二」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項の勧告を受けて」を「第二十一条第二項の命令に基づき」に改める。

第十三条第一項中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

( 届出 )

第十六条の二 使用者は、労働者を新たに常時粉じん作業に従事させることとなつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に、当該労働者について届出をしなければならない。

( じん肺労働者手帳 )

第十六条の三 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、じん肺労働者手帳を交付しなければならない。

2 じん肺労働者手帳の交付を受けた者は、第七条から第九条の二までの規定によるじん肺健康診断を受けたときは、その都度、じん肺労働者手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、じん肺労働者手帳に記載すべき事項その他じん肺労働者手帳に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(作業の転換等)

第二十一条 使用者は、じん肺健康診断の結果、健康管理の区分が管理三と決定された労働者について、すみやかに、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の労働者が前項の決定を受けた後においても引続き粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者が粉じん作業に従事しないようにすべきことを命ずることができる。

3 使用者は、前項の命令を受けたときは、二月以内にその命令を実施しなければならない。ただし、都道府県労働基準局長は、使用者による申出があつた場合において、理由があると認めるときは、その命令の実施を一定の期間を限つて猶予することができる。

4 使用者は、第二項の命令に係る労働者を粉じん作業に従事させなくなつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(作業転換後の賃金)

第二十二条 使用者は、前条の規定により労働者を当該事業場における粉じん作業以外の作業に常時従事させることとなつたときは、当該労働者に対して、労働省令の定めるところにより、当該作業の転換前にその者に支払つていた賃金の額以上の賃金を支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる賃金は、前項の規定により使用者が支払わなければならないこととされる賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの。

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの。

3 作業転換前の賃金の額は、労働省令で定めるところにより計算するものとする。

4 第一項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(復職後の賃金)

第二十二条の二 使用者は、じん肺の療養のために休業していた労働者が再び就業するに至つたときは、当該労働者に対して、労働省令の定めるところにより、当該休業前にそ

の者に支払っていた賃金の額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により使用者が支払わなければならないこととされる賃金又は休業前の賃金の額について準用する。

第二章の次に次の一章を加える。

## 第二章の二 災害補償の特例

### (生活費補償)

第二十三条の二 労働者が労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき場合であつて、労働することができないことにより賃金を受けないときは、使用者は、労働者の療養中一日につき平均賃金と同額の生活費補償を行なわなければならない。

- 2 前項の規定により生活費補償を行なっている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとの一月一人当たり平均額(常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当たりの一月平均額。以下「平均給与額」という。)が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行なっている生活費補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により生活費補償を行なわなければならない。改訂後の生活費補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

- 3 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、労働省令で定める。

- 4 前三項の規定による生活費補償の額が政令で定める額に満たないときは、その額は、当該政令で定める額とする。

### (障害補償の特例)

第二十三条の三 労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき労働者がじん肺がなおつたとき身体に障害が存するに至つた場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて、次の表に定める額の障害補償を行なわなければならない。

障害等級	障害補償	
第一級から第三級まで	当該障害の存する期間一年につき、平均賃金の	三六五日分
第四級	同	一六五〇日分
第五級	同	一四二〇日分
第六級	同	一二〇〇日分
第七級	同	一〇〇〇日分
第八級	同	八一〇日分

第九級	同	六三〇日分
第一〇級	同	四八〇日分
第一一級	同	三六〇日分
第一二級	同	二五〇日分
第一三級	同	一六〇日分
第一四級	同	九〇日分

備考 この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の障害補償のうち、障害等級が第一級から第三級までのものについて準用する。

(遺族年金補償)

第二十三条の四 労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき労働者が、じん肺により死亡するに至つた場合においては、使用者は、その遺族に対して、遺族年金補償を行なわなければならない。

(遺族の範囲、順位)

第二十三条の五 前条の遺族年金補償を受けることができる遺族は、労働者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持し、又は生計を共にした配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子（労働者の死亡の当時胎児であつた子を含む。）、父母、孫又は祖父母であつて政令で定めるものとする。

2 遺族年金補償を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。

(年金額)

第二十三条の六 遺族年金補償の年額は、平均賃金の二百十九日分に当該遺族の扶養家族数に応じて政令で定める額を加えた額とする。

2 前項の扶養家族の範囲は、政令で定める。

3 第二十三条の二第二項から第四項までの規定は、第一項の遺族年金補償の額について準用する。

(じん肺準障害補償)

第二十三条の七 使用者は、当該事業場における粉じん作業に常時従事したことにより健康管理の区分が管理二又は管理三になつた労働者又は労働者であつた者に対して、政令の定めるところにより、管理二である期間一日につき平均賃金の百分の十、管理三である期間一日につき平均賃金の百分の二十のじん肺準障害補償を行なわなければならない。

2 じん肺準障害補償に関しては、第二十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

(労働基準法の準用等)

第二十三条の八 労働基準法第七十八条の規定はこの法律による生活費補償及び障害補償について、同法第八十三条から第八十七条まで、第百四条、第百五条の二、第百六条、第百十条及び第百十五条の規定はこの法律による生活費補償、障害補償、遺族年金補償及びじん肺準障害補償について、それぞれ、準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「労働者災害補償保険法」とあるのは「労働者災害補償保険法及びじん肺

の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）」と、これらの規定中「この法律」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律」と読み替えるものとする。

- 2 じん肺に係る災害補償については、労働基準法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定は、適用しない。

（労働者災害補償保険法の適用等）

第二十三条の九 この法律による生活費補償、障害補償、遺族年金補償及びじん肺準障害補償は、労働者災害補償保険法の規定にかかわらず同法で保険する災害補償の範囲に属するものとし、第二項から第四項までに規定するものを除くほか、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「前項の規定による」とあるのは「じん肺の予防 健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）第二十三条の九第一項の規定によりこの法律で保険することとされた」と「労働基準法第七十五条から第八十条まで」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の二から第二十三条の八まで」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の二第一項」と「労働基準法第七十六条」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の二」と「休業補償費」とあるのは「生活費補償費、障害補償費、遺族年金補償費及びじん肺準障害補償費」と、同法第十五条第一項中「第十二条第一項第一号から第四号までの規定による保険給付」とあるのは「第十二条第一項第一号の規定による保険給付及びじん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の二から第二十三条の八までの規定による災害補償の保険給付」と「労働者、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者」とあるのは「労働者又はその遺族」と、同法第三十四条の三第一項中「第一種障害補償費の給付」とあり同法第三十四条の四及び第三十四条の五中「第一種障害補償費又は長期傷病者補償」とあるのは「保険給付」と読み替えるものとする。

- 2 じん肺に係る災害補償に関しては、労働者災害補償保険法第十二条第一項第二号から第四号まで、第十二条の二から第十二条の五まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の三、第三十四条の二及び第三十四条の三第二項の規定は、適用しない。

- 3 労働者災害補償保険法第十九条の規定は、療養の開始後三年を経過した後のじん肺に係る保険給付については、適用しない。

- 4 労働者災害補償保険法第十九条（保険加入者の故意又は重大を過失に係る部分に限る。）の規定は、療養開始後三年経過以前のじん肺に係る障害補償費又は遺族年金補償費については、適用しない。

（国庫負担）

第二十三条の十 国庫は、政令で定める算定基準に従い、この法律の規定により行なうじ

ん肺に係る療養補償及び生活費補償の保険給付に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その四分の三を負担する。

- 2 国庫は、政令で定めるところにより、この法律の規定により行なう障害補償の保険給付に要する費用又は遺族年金補償の保険給付に要する費用のうち、それぞれ、当該労働者が労働規準法第七十七条の規定による障害補償を受けるとした場合に当該補償の額に相当する部分をこえる部分又は同法第七十九条の規定による遺族補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分及びこの法律の規定により行なうじん肺準障害補償の保険給付に要する費用について、その一部を負担する。

(外傷性せき髄障害、職業病についての準用)

第二十三条の十一 第二十三条の二から第二十三条の六まで及び前三条の規定は、業務上外傷性せき髄障害又は政令で定める職業病にかかった労働者に関して準用する。

(命令への委任)

第二十三条の十二 この章に規定するもののほか、補償に関して必要な事項は、労働省令で定める。

(適用除外)

第二十三条の十三 本章の規定は、他の法令により労働基準法の適用を排除される労働者及び労働者であつた者並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員及び船員であつた者については、適用しない。

第三十二条一項中「粉じんの発散の抑制」を「粉じんの発生の防止、吸じん装置の設置」に改め、「技術的援助」の下に「及び財政的援助」を加え、「行なうように努めなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「整備」を「整備及び拡充」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する財政的援助に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

(じん肺労働者作業所等)

第三十四条 じん肺労働者作業所は、じん肺にかかった労働者であつて労働省令で定めるものに対して、次の業務を行なう。

- 一 当該労働者を雇い入れて、その施設に就労させること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

- 2 じん肺労働者回復訓練所は、じん肺にかかった労働者であつて労働省令で定めるものに対して、次の業務を行なう。

- 一 労働能力の回復を図るための訓練を行なうこと。
- 二 技能に関する職業訓練を行なうこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

3 前二項の施設は、労働福祉事業団が設置する。

4 第一項及び第二項の施設の位置、名称その他当該施設の運営について必要な事項は、労働福祉事業団が定める。

(政府の責務)

第三十五条 政府は、この法律の目的を達成するために、労働福祉事業団が行なう前条第一項及び第二項の施設の設置及び運営等について、必要な援助を行なわなければならない。

2 政府は、第二十一条第二項の命令に係る労働者が当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができないときは、当該労働者のために、職業紹介に関し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

第三十六条から第三十八条まで 削除

第六章中第四十五条の前に次の一条を加える。

第四十四条の二 第二十三条の二から第二十三条の四まで(第二十三条の十一において準用する場合を含む。)、第二十三条の七又は第二十三条の八第一項(第二十三条の十一において準用する場合を含む。)において準用する労働基準法第百四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十五条第一号中「第九条」を「第九条の二」に、「第十四条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「第十六条の二」に改め、「第二十二条」の下に「、第二十二条の二」を加え、同条第二号中「第十三条第三項」の下に「又は第二十一条第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十三条の八第一項(第二十三条の十一において準用する場合を含む。)において準用する労働基準法第百六条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に常時粉じん作業に従事している労働者は、第十六条の二の規定の適用については、この法律の施行の際に、新たに常時粉じん作業に従事することとなつたものとみなす。

第三条 都道府県労働基準局長は、この法律の施行前に常時粉じん作業に従事する労働者であつた者が労働省令で定めるところにより申し出たときは、その者に対して、第十六条の三のじん肺労働者手帳を交付しなければならない。

第四条 じん肺法(以下「旧法」という。)第二十二条の規定による転換手当については、旧法第三十六条から第三十八条までの規定は、なお効力を有する。

2 前項の転換手当に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に、常時粉じん作業に従事する労働者であつた者で、旧法の規定によるじん肺健康診断（旧法附則第三条の規定により旧法の規定によるじん肺健康診断とみなされた旧けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の規定によるけい肺健康診断及び心肺機能検査その他の検査を含む。）を受けたことがなかつた者は、この法律の施行の日から二月以内に都道府県労働基準局長に対して、じん肺健康診断を行なうべきこと並びにじん肺にかかっているかどうかの別及び健康管理の区分の決定を行なうべきことを申請しなければならない。

2 前項の申請があつたときは、都道府県労働基準局長は、じん肺健康診断を行ない、じん肺にかかっているかどうかの別及び健康管理の区分の決定をし、当該申請を行なつた者にその旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定による申請、じん肺健康診断及び決定に関して必要な事項は、労働省令で定める。

4 第二項の規定により都道府県労働基準局長が行なうじん肺健康診断に要する経費は、国の負担とする。

第六条 この法律の施行前に補償事由の生じた労働基準法によるじん肺、外傷性せき髄障害若しくは政令で定める職業病（以下「じん肺等」という。）に係る休業補償、障害補償、遺族補償若しくは打切補償又は労働者災害補償保険法によるじん肺等に係る休業補償費、障害補償費、遺族補償費若しくは長期傷病者補償であつてこの法律施行前に係る部分に関しては、なお従前の例による。

2 前項に規定する災害補償に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際、現に、じん肺等について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償を受けている労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による療養補償費若しくは療養の給付を受けている労働者は、この法律の施行の日に、当該負傷又は疾病にかかつたものとみなして、じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（以下「新法」という。）の規定を適用する。

第八条 新法第二章の二の規定は、この法律の施行の際、現に、じん肺等について、労働者災害補償保険法の規定により傷病給付又は第一種障害補償費若しくは第一種障害給付を受けている者についても適用があるものとし、この法律の施行の日から、新法第二章の二及び労働者災害補償保険法の規定により療養補償費若しくは療養の給付及び生活費補償費又は障害補償費の給付を行なう。

2 前項の場合において、第二章の二の規定の適用については、第一種障害補償費又は長期傷病者補償の支給の決定をした際に、労働基準法第七十五条の療養補償を行なつていた使用者又は労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者について労働基準法第七十五条の療養補償を行なうべきこととされていた使用者を、新法第二章の二及び労働基準法

の規定により療養補償及び生活費補償又は障害補償を行なうべき使用者とみなし、その者が当該保険給付の費用に要する保険料を負担するものとする。

- 3 第一項に規定する者のうち、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）附則第五条の規定により傷病給付又は第一種障害給付を受けている者については、新法の規定により支給すべき生活費補償、障害補償及び遺族年金補償の保険給付の年額は、それぞれ新法の規定による年額から政令で定める額を減じた額とする。

第九条 政府は、この法律の施行の際、現に健康管理の区分が管理二又は管理三になつて  
いる者については、この法律の施行の日において、管理二又は管理三になつたものとみなして、政令で定めるところにより、じん肺準障害補償費に準じた給付を行なう。

- 2 政府は、この法律の施行の際、現に健康管理の区分が管理四である者については、この法律の施行の日以降その者の健康管理の区分が管理三又は管理二になつたときは、その日から前項に規定する者とみなして、同項の給付を行なう。

- 3 前二項の規定による給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付とみなして、同法第二十一条第二項、第二十二条及び第五章から第七章まで、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の規定を適用する。

第十条 政府は、この法律の施行前に、業務上じん肺等にかかつた労働者又は労働者であつた者（附則第七条又は第八条に規定する者を除く。）であつて、政令で定めるところにより、都道府県労働基準局長が当該負傷又は疾病につき療養させる必要があると認定したものに対して、療養補償費又は療養の給付及び新法の規定による生活費補償費に準じた給付を行なう。

- 2 前条第三項の規定は、前項の給付について準用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項を次のように改める。

国庫は、命令で定める算定基準に従い、命令で定める負傷及び疾病に係る長期傷病者補償に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その二分の一を負担する。

（労働者災害補償保険特別会計法の一部改正）

第十二条 労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業」の下に「（じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の九第一項の規定によりその範囲に属するものとされたものを含む。）」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

第十三条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の二中「じん肺法」を「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律」に、「及び作業の転換の勧告」を「、じん肺労働者手帳の交付及び作業の転換の命令」に改める。

第八条第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の三の二 じん肺労働者手帳の交付及び作業の転換の命令に関すること。

第八条第一項第十一号、第十五条第一項及び第十七条第一項中「じん肺法」を「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律」に改める。

第八条第二項中「及び労働福祉事業団法」を「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律及び労働福祉事業団法」に改める。

（労働福祉事業団法の一部改正）

第十四条 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第一号」を「第一項第一号及び第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、じん肺にかかった労働者の福祉を増進するため、次の業務を行なう。

一 じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）第三十四条第一項及び第二項の施設の設置及び運営を行なうこと。

二 粉じん作業を営む事業場の事業主に対して、粉じんの測定、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な財政的援助を行なうこと。

三 粉じん作業を営む事業場の事業主に対して、吸じん装置、保護具その他政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十七条中「第十九条第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号から第三号まで」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十七条中「前二条」を「前条」に改める。

第十六条 前五条に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

## 理 由

じん肺の予防及び健康管理を充実させるため、転退職時健康診断、じん肺労働者手帳の制度を新たに設けるほか、療養を要しない程度のじん肺にかかった労働者について粉じん作業からの転換を確実なものとするために、作業の転換の命令等の制度及びじん肺労働者作業所等の施設を設けることとし、又じん肺等の災害補償を十分なものとするために、生活費補償、遺族年金補償、じん肺準障害補償等の労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約百十億千万円の見込みである。